

平成29年度第1回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：平成29年7月28日（金）
14時～15時30分
場 所：県庁7階第4会議室
司 会：青少年育成班 班長
事 務 局：青少年・子ども家庭課長
青少年育成班 主幹
記 録 者：青少年育成班 主幹

1 概略

審議の前に、司会から委員2名の辞任に伴い、委員が全13名となっていることを報告。続いて出席委員12名で、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条に規定する定足数の過半数（7名）を満たすため、会議の成立を報告。

次に、沖縄県子ども生活福祉部長の代理として子ども福祉統括監があいさつを行った。

次に、審議会会長の議事進行により有害図書指定にかかる諮問事項を審議した。

審議終了後、青少年・子ども家庭課長から青少年健全育成等の取組等について報告を行った後、閉会した。

【会次第】

(1) 開会

(2) 沖縄県子ども生活福祉部長あいさつ（子ども福祉統括監代読）

(3) 議事

ア 諮問事項：有害図書（1冊）の指定について

審議結果：諮問にかかる図書を有害指定を要する旨答申する

イ 報告：青少年健全育成等の取組等について～青少年・子ども家庭課長

(4) 閉会

2 審議状況

司 会	これより議事へ入ります。 議事は会長に進行していただきますので、よろしくお願ひします。
会 長	皆様、こんにちは。 それでは、早速議事を進めて参ります。 本日の審議事項については、有害図書の指定についての諮問に関する審議であります。 まず、事務局から諮問事項の説明をお願いします。
事務局	有害図書の指定について説明いたします。 沖縄県青少年保護育成条例により、県知事は青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書を有害指定することができます。 有害指定された図書は、青少年に対する販売や貸し出し、閲覧等が禁じられることとなり、取り扱う店舗において、一般の図書と区分して陳列すべき

ものとなります。

また、知事が有害図書を指定しようとする場合は、審議会の意見を聴かなければならないとされております。

有害と認定する際の判断は、沖縄県青少年保護育成条例施行規則を受けて定めております「沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準」によって行います。

次に、有害図書の指定の流れについて別冊資料に掲載しておりますので説明いたします。

有害図書として指定しようとする図書を把握した場合、認定基準に照らして、対象の図書が有害図書に該当するかどうか点検した上で、審議会へ諮問いたします。

諮問の結果、有害指定を妥当とする答申をいただきますと、知事は有害指定した旨を県の公報で告示いたします。

その後、有害指定された図書は青少年保護育成条例の規定の適用対象となり、青少年に対する販売や貸し出し、閲覧等が禁じられることとなり、店舗において区分陳列すべきものとなります。

今回は、有害図書の個別指定の対象として、図書1冊の諮問がございます。

これは、県内の書店で一般の雑誌と一緒に陳列販売されていたものでございます。

諮問にあたり、当該図書の有害指定を要する理由を説明いたします。

当該図書には、安価に入手できる市販の日用品で、容易にピッキングツール、つまり、施錠を解除するための道具を自作できる方法が写真入りで掲載されております。

当該図書中には、「悪用厳禁」等の文言が随所にございますが、好奇心旺盛な青少年がこのような記事を目にすることにより、

- ・特殊解錠用具の所持の禁止等に関する法律いわゆるピッキング防止法に規定された、特殊解錠用具の所持・携帯禁止違反
- ・住居侵入罪、窃盗罪

などの犯罪を誘発助長するおそれがあると考えられるものであります。

よって、「沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準」の、2-(2)-イの「著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長するもの」の中の(ウ)「殺人、傷害、暴行等その他の犯罪の準備、実行行為を詳細に表現したもの」に該当するものとして諮問しております。

平成29年7月現在、他都道府県において当該図書を有害指定した事例の把握はございませんが、参考として平成28年中に同一出版社が出している類似図書が4つの県で指定されております。

なお、今回のご審議におきましては、当該理由といたしました記事の写しを資料に添付しておりますが、参考として実際の図書も順に回してご覧下さい。

資料には、有害図書等の個別指定の審査表を掲載しておりますが、別途お手元にお配りしております。

審査表の記載方法を説明いたします。

「認定基準該当の可否」欄には、左の「有害認定の理由」欄の認定基準に該当するか否かあてはまると考えられるほうに○をつけて下さい。

「指定の要否」欄には有害指定を要するか否かについてあてはまるほうに○を付けて下さい。

参考事項欄には「認定基準に該当しない」とした場合の理由及び「有害指定を否」とする場合の理由その他御意見等を自由に御記載下さい。

余白に書いていただいても結構でございます。

有害図書等の認定基準については、別冊資料に掲載しておりますが、今回は諮問の理由となっている認定基準に該当するかどうかのご判断をいただきたいと思っております。

他の基準にも該当すると思われる場合は、参考事項欄もしくは余白にご記載いただいても結構です。

審査結果につきましては、審議会設置条例第6条第3項の規定により

- ・ 出席した委員の過半数で決定
 - ・ 可否同数の場合は、会長の決するところにより決定
- することとなります。

以上で、事務局の説明を終わります。

会 長

有害図書というところを認めるかどうかということですが、この図書の中に、ピックアップのやり方について詳しく書かれていて、これが犯罪を誘発助長するものあるいは実行行為を詳細に表現したものに該当しているかについて、ご審議よろしく申し上げます。

その前に、先ほどの説明の中で疑問であったり、詳細な説明が必要であれば、どうぞ。

委 員 「有害認定の理由」というところに、２－（２）、イー（ウ）とあるが、これは両方○をつけるということでしょうか。

事務局 項目に○を付けて頂くのではありません。この項目に該当するということで良いかどうかを判断していただくための欄でございます。

委 員 該当可否のところ、該当するかどうかの印をつけるということですね。沖縄県でもこのような被害があるのか。

事務局 具体的に、ピッキングの被害があるかどうかは県警に確認する必要がありますが、沖縄県における刑法犯の中では窃盗犯が占める割合が高いことや、少年の刑法犯の中でも窃盗犯が占める割合が高いというデータになっています。

委 員 それに対して、私は、18歳未満の子ども達がこういうものを持っている可能性はあると思う。ポケットになれば車にということ、警察としてはそういうものも調べているのかということはどうか。

事務局 県警では職務質問によって、何も無い状態の人に対するあいさつなどの一般的な声かけから入り、その反応などを見ながら不審な点があれば、追及していくなどして薬物事犯を検挙するなどの「ゼロ職質」という活動に力を入れており、職務質問による犯罪の発見検挙を推進しているとのこと。

委 員 これは、可能性は大きいと思う。中高生だけでなく無職少年とか、子ども達が留守の家に簡単に使ってしまうと思う。
そういうことにならないよう警察にも強力で調べてもらいたいところである。

会 長 他にありますか。

委 員 諮問書だが、発行所名が誤っているのではないかと。

事務局 申し訳ありません。印刷が薄くなって文字の一部が消えてしまっている状態です。

会 長 他にないようですので、審査をよろしくお願いします。

～ 審 査 ～

委 員 これが有害指定されるとすると、全店舗からなくなるのか。

事務局 全店舗からなくなるということではなく、子ども達に対して販売したり閲覧させたりできない方法、例えばひも掛けをしたり高いところに置いたりなど、一般の図書と明確に分けておくべきものとなります。

販売そのものを禁じるものではなく、あくまでも青少年に対する販売等を制限するものであります。

委 員 大人が見ると面白いですね。

事務局 はい、中身にも「知的好奇心を迫及したもの」との記載もありますが、大人にとっては大変興味深い記事もございます。

委 員 「良いこと」もあるけど…

委 員 知恵がつくと言うか、悪知恵というかね…

事務局 全てがよろしくないというものではないのですが…

委 員 あんなに丁寧に教えたらやってみようかなって…
家で試してみてもうまくいったら外でやってみようとか…

委 員 今まで泥棒はガラスを切って錠を開けて、と自分も入られたことがあるんですが、鉄格子をしていない棒の窓からガラスそのものを割って。
仕事していたので、家に誰もいないのを見計らって…
犯人捕まったんですが、中学三年生でした。
お金だけとっていました。

会 長 記入を終えられた方は挙手して下さい。

委 員 こうした本は、雑誌の種類ですけど、何年間かは自由に販売できる俗に言ういわゆる「ムック誌」と言っていますが、常に店頭に置けるのでそれが問題かなと思います。

雑誌の種類では、月刊誌と週刊誌は期限が来ると入れ替えないといけないのですが、それと違ってこういう本は常時おける種類の本なんです。

～ 審 査 ～

会 長 それでは審査表が出そろったようなので、事務局から集計結果を報告して下さい。

事務局 御報告いたします。
認定基準に該当するかどうかということについては、12名全員の委員が該当するとお答えです。
有害指定を要するかということについては、12名全員の委員が要するとお答えになっております。
以上でございます。

会 長 それでは、決定する前にそれぞれ皆さんいろいろとお考えもあると思いま

すのでご意見、ご感想等あればどうぞ。

委員 今、指定をするということではありますが、指定した後売することは可能なんですか。

事務局 販売そのものを規制するものではありません。
あくまでも青少年に対する販売、閲覧、貸付等ができなくなるということです。一般の雑誌とは分けて陳列しなければならない図書になるということです。

委員 場所を変えてということですね。

事務局 はい。成人コーナーを設けてそのように表示をし、青少年には販売できないということを表示をした上で、分けて陳列しなければならないということになります。

委員 例えば、これを青少年ではなくて少しお兄ちゃんが買って持って行ったとする。それを未成年者に売った時は、その書店は罰せられるのか。

事務局 書店ではなく、売った行為者が違反になります。これは青少年を保護するための規定なので、書店から青少年が購入した場合は、店が違反になりますが、例えば成人している兄弟が購入し、中・高校生の弟に渡すというのも厳密には条例違反になります。

委員 先ほど事務局からもありましたが、昨今窃盗事件が多いという警察からの話がありますが、まさにこれは窃盗を助長するようなものと思います。
本来、こういうのはやってはいけないと思いますので。

委員 質問ですが、成年の兄弟や友人が買って未成年者の兄弟に渡して見せるのも違反ということだが、そこでも販売店は違反になるのか。

事務局 青少年ではない者に販売することは違反にはなりません。

委員 先ほど罰せられると言っていたのは、その人が青少年に対してこういう物を販売するということか。

事務局 青少年に対して、実際に貸し付けたり譲渡したり、販売したりした者が違反になるということです。

委員 8年か10年前にも書店組合を代表して委員をさせていただいたことがあるが、当時はほとんどがアダルトであったり自殺助長のものであった。

今回、非常に難しい内容になっているので驚いている。

この指定をすることによって、青少年に触れないようにする、普通の本と一緒に置けないということは、我々書店側からすると痛手ではある。

売るために本屋をしている訳ですから。

しかし、こういう犯罪に結びつくものを決して青少年に広めて欲しくないということもある。

このように指定することによって、売り上げは落ちます。出版社にとってはすごく痛手だと思いますが、全国に広まって欲しいと思う。

書店にこの通知が行きますと、一生懸命取り組んでいる書店はこれを括りまして陳列しますので、どうしても消費者・購読者は開けてまでは読めません。本というのは中を見てしか買いませんので。この本というのは2年も3年も4年もずっと書店の店頭に並ぶものですから、雑誌ではあるのですが、返品期限がありません。だからなおさら必要かと思います。

委員

要望になりますが、本自体を見ると、今回のピックアップ以外の内容の方が、私から見ると青少年が見たときに真似することが多いのではないかと思う。

実際に私が裁判で刑事事件に対応する時に、窃盗犯が増えているという現状はあると思いますが、ピックアップまで準備してやっているというのは、ほとんどいわゆるプロというかその方面の人で、あまり合わない。どちらかというとマイナスイドライバーで単純に割ってすぐ入るという感じの方が多い。

それよりは、この本で挙げられているインターネットに蔓延するエロビデオのダウンロード方法や、コンピュータプログラムをハッキングする方法だとかということの方が、子ども達が見て、親の目に触れないところで時間があればパソコンを使って、ネットのアングラに繋いでということの方が危険だと思う。

また、どうやって店舗にクレームを付けて物をせしめるかという特集が組まれている。こういうのは消費者事件をやっても全国的にすごく問題になっている事案なので、有害図書の選定については、我々は上に上がってきた物を認めるかどうかということだけであるが、第一時的に選定する県の方が粗暴犯的なものだけに目をとられるのではなく、実際に子ども達がやりやすい犯罪行為だということ意識して見て、上げて欲しいと思う。

私がネットで確認していると、今回の出版社から出ている雑誌では、全部とはいかないまでも、結構な割合で、インターネットでエロ系の情報を取るためのコーナーが組まれているものがある。

こういったものがあまり有害図書の選定に上がってこなくて、ごくごく一部のものしか上がってこないというのは、第一次審査のところ視点はずれていないかということ懸念した。

委員

今、一次審査の話があったが、どのような基準で、またどなたがこれを最初に上げてきているのか、手順を教えてください。

事務局

はい、今回諮問の図書については私が実際に県内の書店に入った際に、陳列されている図書を見た中で、掲載されている内容から、有害指定を要するのではないかと思料するものを選定しました。

その他、仕組みとしては、県内の市町村や警察職員など、現場で活動している方々からの有害指定を要するのではないかという情報に基づいて、認定基準に照らして該当するのであれば諮問するということもあり得ます。

しかし、ここ数年は市町村や警察から情報が上がってきたという事例はないというのが現状です。

委員

それでは、審査のために県の担当者が1人でということなんですね。

それは結構大変な作業だと思う。

優良推奨と違って、有害図書は本屋さんから出てくるということはまず無いことからすれば、その選定を1人でやるというのはちょっと無理があると思う。

仕組み作りというか、このような、有害ではないかという情報が具体的に上がってくるような実効性のある仕組みがあると良いと思う。

皆さんが「こういったものを出して下さい」という程度の呼びかけでは無理で、今担当がやっているのと同じように、常にどこかでこのようなものをちゃんと読む人がいると、それを上げてもらうとか。県では事務方をするくらいのようなものがないと、例えば警察関係であれば、犯罪につながりそうなものがあれば、それをそこから上げていくとか。

その他のもの、例えばさきほどの映像の話のようなものも、どこかで検討する場所があっても良いかと思った。

委員

私は、かつて自宅に泥棒に数回入られたこともあったが、ガラスを割って入るといったものが主だった。

この本を見たときに、業者が安全だという高度なキーでも以外と簡単に複製できるということが書かれていて、青少年の犯罪を予防するというのは、教育現場などでの取組もますます重要になっていると思う。

そして何ができるかという、そういうことを考えても入らせないための各家庭の施錠を複数取り付けるなどのことも大切かなと感じた。

委員

婦人の立場として、犯罪に走らないような子ども達を育てていくというのが大きな仕事かと思う。

この本を見ると、本物のキーがなくても写真だけでネット注文ができるというのが本当に恐ろしいと思った。

何が善で何が悪か、どうしたら良いかという子育ての基本というところを私たちの団体でもしっかり取り組んでいく必要があることも感じた。

委員

先ほどもあったように、今回のものも大切ではあるが、私は現在、小学生から高校生の子ども達と関わる中で、特に子ども達に対する性的なマンガ、書店でビニールで包まれているマンガではあるが中身は本当に性的描写の過激な物があり、子ども達への影響が心配なものがある。

これも大切だとは思いますが、私としては子ども達が性的なことで一生涯を台無しにするようなことが多々あると思うので、そういったことがないように、我々委員は青少年に有害なものとして、もっとこのようなものに関わって欲しいと思う。

私としては、本当はこの委員を引き受けたのは、このようなテーマに関わることができると思ったからなのだが、今までの話題には、そういった子ども達に対する性犯罪というものが一切語られていないので、正直、変なとこ

ろに入ってしまったと思っているくらいである。

子ども達、特に小学生高学年、中高校生は今インターネットを色々とみているが、大人の我々がわからないことを子ども達が全てわかっているようなことがある。

やはり、そういうものに対して、もっと大人もアダルト的な場面が出てくるものがたくさんあることを知って、注意しないと、被害が出てからでは遅い。もう少し、有害図書に関しては大人としてもっとこういった問題を知っておきたいと考えている。

委員 本を見せていただいたが、鍵以外にもSNSに関して、書き込みを見られたくない場合の消し方など、色々な記事が載っているということで、質問ですが、有害図書として書店がそれぞれ対応すると思うが、もし有害図書を明らかに青少年と思われる者が買おうとする場合は、年齢確認などもできるのか、その判断はどのようにしているのか。

委員 内情として、零細の書店はしっかりと対応できていると思うが、大手の書店については、組合として対応を通知した内容を従業員の末端まで行き届かせるのは難しいかと思う。

委員 私は「これは有害図書である」と知らせるのは、かえっていけないと思う。余計に関心を引いてしまうのではないか、新聞や広告などに載せるとかえってみんな殺到してしまう可能性もあると思うので、公表しない方が良く思う。

委員 資料を見ると、4県で指定されている。
このように、根元を止めることが大事だということだろう。
そうすることによって、出版社も違う方向に向かっていくことも考えられる。良いことも書いてあるし。

委員 どう使うかということですね。

委員 今回の認定の箇所について、「ピッキング＝犯罪」ではないとしながらも、実際の中身を見ると、簡単な材料を使って鍵を作ったりする、こういうのは興味がありますよね。

掲載の仕方という面で、出版社の意識も大切かと思う。

私が見ているケースの中で、犯罪というか元気のある子ども達というのは、止められれば止められるほど、好奇心の旺盛な年齢ですので、そこで興味がわいたり、購入するにもいろんな手法を使ったりと、上手に考えていってしまう。

子ども達の心理の面からも考えて、有害図書としての対応の仕方も考えていったほうが良いのかと思う。

委員 この本には、先ほどからの話もあるが、写真をアプリでスキャンすると動画が見られるということなどもあり、紙媒体の情報だけでなく、インターネ

ットでの情報が氾濫している状況なので、インターネット上の情報も取り締まりではないが、子どもが見られないようにするような仕組み作りとか、すごく難しいとは思いますが、インターネットの方が肝心だろうなと思った。

インターネット上の情報を管理するというのは難しいと思うので、子ども自身がこのような情報があっても犯罪に結びつかないように、善悪をきちんと判断できるような教育であったり、そういう方向に行かないような環境を整えるということはすごく大事だと感じた。

会 長

委員の皆さんの意見は、一つは指定に関する選定の課程の問題として内輪の機関をとおしている場合には、その機関の特徴が出て、少しバイアスというか偏りが出てくるということと、我々委員の役割として、その都度感じることがあれば、事務局等へ連絡して検討してもらおうというような働きかけも必要ではないかということだろう。

それから、情報が過多というか、どのような情報もどんどん手に入る社会になってきていて、それが嘘の情報なのか、真実を反映した根拠のある情報なのかという倫理とか、それに伴う色々な情報をそのまま受け入れてしまうと、先ほど性に関する話題もあったが、異性に対する誤った信念をマンガなどのなじみやすい情報で作ってしまい、それが性的な逸脱行動や犯罪に関連してくるといふ研究は外国でもかなり報告されている。

日本でも件数は少ないが、実証研究も出てきていて、ハードポルノというかポルノグラフィというものの売り上げはダントツであることから、それだけ大人社会というか、青少年にも浸透していることになると思われる。

こういったものの規制というのはかなり限界があろうというふうに捉えられており、「情報リテラシー」つまり情報を批判的に自分で検討していくための教育や姿勢をどのようにするかということ、高校、大学などで教育の中に取り入れられてきている。

関連して、発達の各段階で情報の影響の仕方というのは全く違ってきますので、子どもの幼稚園、小中高校、25～6歳までといった段階に応じて情報の選択が自分達がそれぞれできるか、できない場合はどういった枠を作るかという議論も重要かと思う。

ピッキングそのものについては、犯罪心理学の分野では、外国からピッキング集団が入ってきて、相当の人達が被害に遭ったと言うことで一時有名になり、いわゆるピッキング防止法ができて、ぐっと落ちたと言われてきた。

しかしこういう形で知識が出ると、知識そのものは問題ではないが、ある状況に置かれた人達がそれを選択しやすい環境条件というものが問題になって来て、人間の個人の方の行動の原因というよりも、むしろ環境条件の中で、犯罪が起りやすい環境要因があるという環境犯罪学というのが重要になって来ている。

昔に戻ると、鍵をきちんと閉めようとか、街をきれいにしようとか、その他沖縄県警が取り組んでいる、県内の風俗街の浄化ということをつうじて、犯罪や110番が減っていくということに繋げようとするなど、ただ、ある場所で減ったものが他のどこかで増えているという可能性があることについてどうするかという課題もあるが。割れ窓警察というが、このような動きが県内でも起こっていて、これをきちんとデータを使いながら、子どもや

教育にどう反映させていくかが要求されている。

我々の役目も、審議が主ではあるが、それなりの活動ができればという風に思う。

ここでだいたい時間になったが、結論として先ほどの事務局の報告によると、諮問の図書を有害指定を要するという意見で全員一致しているので、そのように答申して、所定の手続に載せていくこととします。

以上で本日の審議事項は以上となりますので、進行を司会へ引き継ぎます。

～審議終了～

審議終了後、青少年・子ども家庭課長から青少年の健全育成等の取組について報告が行われ、これに対して下記の質疑・意見があった。

委員 「青少年の自立と社会参加活動の促進」に関する事業の実績について報告があったが、これはどのような人達を送っているのか。

課長 フレンドシップについては、募集を行っております。小学校は5年生から、その他児童養護施設や里親関係からも県から助成して派遣しております。

委員 一般の募集と施設の子ども達ということですね。
一般の募集というのは、自分でお金を出して、施設の子ども達は助成があるということですね。

これは確かに健全育成になるのかもしれないと思うが、こういったものに希望していく人達というのは、それなりに経済的に豊かであるし、親御さんもしっかりしていらっしゃる訳ですよ。

恵まれない人達にこういうお金がいくような方が良いのかとも思うが。

課長 14名分の予算を確保しております。

委員 青少年育成県民会議でも予算を組んで、一般公募と大人の付き添いも入れて、子ども達でグループを作って班長さんとか、ちゃんと自立できるようなプログラムでやっていますよね。

会長 少し関連する話だが、去年のフレンドシップイン九州に参加された子ども達で、お世話をされる低年齢の子どもと世話をする高学年の子ども達について、どういった影響があるかという調査をした。

すると、自己肯力感という言い方をするが、「私は～できる」「自分は～できた」という一つのオプションとして感じ取った子ども達が有意に高いことや、前向きになっていくというような傾向がきちんとしたデータ分析で出ている。今後、それを継続して、一回限りの影響なのか、あるいはこういったプログラムが均等にといいか、いつも一貫した形で影響を与えているのかという検討もおそらく現在進められている。

そういった意味で、根拠のある事業として考えても良いと思う。

委員 責任感が増大したり、年上の人とも一緒なので、言葉遣いのほか、それぞ

れの立場など世代を超えた、大人も入ってますから。

会 長 今まではこういったデータが、いわゆる担当だけで効果が判断されてきたが、これを構造化してきちんとした質問肢を使って、子ども達の行く時と帰る時に同じような調査をして、その変化を統計上意味のある変化なのかという分析を某大学の准教授が行っている。

委 員 非常に良い事業だと思うが、やはりこの恩恵にあずかれる人数が限定されているということが、不平等かなという感じがする。

課 長 引き続き、児童養護施設や里親さんのところからは、県から助成をして、できるだけ多くの方が参加できるように予算も確保して参りたいと思います。

委 員 他に、県民会議としてもお金を作りたいと考えているところではある。
寄付とかに頼っている状態ではありますがね、関係団体や企業さんからも寄付をいただきながら。

委 員 各市町村と一緒にやっているんでしょうか、それとも別々のものですか。
九州に派遣するというので、各市町村に回すわけですね。

課 長 これは、全県から募集しているものとして県民会議とやっている事業でありまして、市町村とタイアップしたものではありませんので、各市町村の事業については、把握しておりません。
～質疑終了～

最後に、次回の審議会の開催日程見込みについて連絡を行い、閉会した。

以 上